

岐阜市行政第341号
平成20年2月1日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成19年3月30日付け岐阜市経資第476号で諮問のあった岐阜市長が行った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が固定資産課税台帳及び家屋調査簿（以下「本件公文書」という。）に記録されている課税の有無、評価額、税額及び事務所の見取図を非公開とした処分は相当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成19年2月26日付け岐阜市経資第438号で実施機関が行った公文書の非公開処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び口頭での意見陳述によれば、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、地方税法を根拠として非公開処分をしているが、その地方税法そのものが憲法に違反している。
- (2) 地方自治体が定立する条例も法律に基づいて実施されるので、法律が違憲である以上は、条例も違憲である。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 本件の情報公開請求の対象である課税の有無、評価及び税額、事務所の見取図等（以下「本件情報」という。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密」であり、当該情報については守秘義務が課されているので、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号に規定する「法令又は条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報」に該当するため、非公開とした。

- 2 地方税法第22条に規定する「秘密」とは、実質秘すなわち一般に知られていない事実であって、納税義務者が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものである。

そして、本件情報については、いずれも他人に知られたくないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる。

- 3 なお、実施機関は、土地課税台帳（登記）記載事項（写）及び家屋課税台帳（登記）記載事項（写）を異議申立人の求めに応じて交付している。これらの書類は、固定資産課税台帳のうち、登記簿にも記載されている情報を抽出したものである。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質について

本件公文書のうち固定資産課税台帳は、地方税法第380条第1項の規定により、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、市が備え付けるべきものとされている帳簿で、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

本件公文書のうち家屋調査簿は、登記面積、完成面積等の事項が記載されるとともに家屋の平面図等が添付されている等の徴税吏員が実際に家屋を調査した結果を記載した文書であり、地方税の賦課に用いるもので、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 地方税法の合憲性の判断について

当審査会は、違憲立法審査権を持たないので、地方税法の合憲性について審査できないから、異議申立人の主張のうち、地方税法が違憲であるとの主張については判断しない。

3 条例第6条第1項第1号本文の該当性について

(1) 本件公文書に記録されている情報が条例第6条第1項第1号の「法令及び条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報」に該当するか。

この点につき、地方税法第22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合に刑罰に処する旨規定するところ、同条の秘密に該当する情報を公開することは秘密を漏らす行為に該当するというべきであるから、地方税法第22条は条例第6条第1項第1号の「法令」に、地方税法第22条の秘密に該当する情報は「明らかに公開することができないとされている情報」に、それぞれ該当するようにもみえる。

しかし、条例は、地方自治の本旨である市民による一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とし(第1条)、何人も実施機関に対し、公文書の公開を請求することができることとされ(第5条)、第6条第1項各号に該当する情報が記録されている公文書に限って、その公開をしないことができることと定められていることに鑑みると、地方税法第22条に該当する情報がすべて「法令及び条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報」に該当するわけではないと考えるのが適切である。また、地方税法第22条は、地方税の賦課徴収に必要な限度を越え、私人の秘密が漏示されることは、プライバシーの権利及び法人の事業活動の自由を侵害することとなるため、このような基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたと考えられる。このような地方税法及び条例の規定の趣旨に照らすと、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する

と認められるものとする。そして、このようなものに限って、「法令及び条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報」に該当するものとする。

- (2) 本件公文書に記録されている情報のうち異議申立人が公開を求めている課税の有無、評価額、税額及び事務所の見取図の情報は、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報である。

そしてこれらの情報は、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるもの、いわゆる実質秘に当たる。

よって、この場合は、「法令及び条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報」に該当する。

- (3) なお、本件公文書のうち、固定資産課税台帳及び家屋調査簿の形式を示す情報は、いかなる情報が記録されているかを示すのみで、そもそも地方税に関する調査に関する事務に従事する者が地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報には当たらず、また、本件公文書のうち、登記簿に記載されている情報は、登記簿によって公開されており、固定資産課税台帳及び家屋調査簿の形式を示す情報並びに登記簿に記載された情報は、非公開とすべきではないと考えられるが、異議申立人が異議を申し立てている対象は、本件公文書に記録されている情報のうち課税の有無、評価額、税額及び事務所の見取図の情報に限定されていると考えられる。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成19年	2月21日	公文書公開請求
	2月26日	実施機関の非公開決定
	3月23日	異議申立て
	3月30日	諮問
	4月17日	実施機関に陳述書の提出依頼
	4月26日	陳述書提出。異議申立人に陳述書の写しを送付
	5月24日	審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	7月 5日	審査会開催
	8月30日	審査会開催
	9月27日	審査会開催
	10月31日	審査会開催
	12月 5日	審査会開催
平成20年	1月 9日	審査会開催
	2月 1日	審査会開催。審査会答申